

スリランカ ～関係機関協議、現地ワークショップ実施等～

国際協力部教官
山下 拓 郎
国際協力部教官
樋 口 瑠 惟

第1 はじめに

1 スリランカに対するこれまでの支援経過と本稿の概要

スリランカでは、かねてより、刑事訴訟手続の遅延及びそれに起因する未済事件の増加が深刻な問題となっていたところ、法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）では、令和元年度から、JICA（独立行政法人国際協力機構）国別研修のスキームの中で、スリランカの刑事司法実務改善等を目的として、同国の法曹三者等を対象に研修等を行ってきた。具体的には、先方から日本の公判前整理手続に強い関心が寄せられたことから、同手続につき集中的に議論を交わすなどし、令和4年（2022年）2月17日に、スリランカの改正刑事訴訟法が施行され、新たに pre-trial conference（以下「PTC」という。）が導入されるに至った¹。さらに、当部は、同年8月、PTC導入後のスリランカの実務が直面している問題点等に対応することや、スリランカの法曹三者それぞれが独自のPTC標準運用指針（Standard Operation Protocol。以下「SOP」という。）を作成するための議論等を行うことを目的として、現地にてワークショップを開催した²。

JICAは、令和5年（2023年）10月から2年間の予定で、国別研修「公正な司法アクセス強化」を採択し、同国別研修を開始した。当部は、同国別研修のスキーム内においても、引き続きPTCの効果的運用やSOPの作成に向けた支援を継続することとし、令和6年（2024年）3月、第5回本邦研修を実施して、我が国刑事司法における公判前整理手続の制度に関する知識や経験を共有するとともに、SOPの最終ドラフトの完成に向けた協議を行った³。

本出張は、以上のようなスリランカに対する当部による近時の支援活動の結果を踏まえ、PTCの運用状況やSOP作成の進捗状況を改めて確認するとともに、現地調査やスリランカ司法省等の関係機関との協議等を実施して、上記国別研修のスキーム内で今後実施することが予定されている現地活動や本邦研修において、「公正な司法

¹ 令和4年（2022年）のスリランカ改正刑事訴訟法施行につき、茅根航一「スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳」ICD NEWS第93号（2022年12月号）32頁以下を参照されたい。

² 令和4年（2022年）8月に開催された現地ワークショップの概要につき、國井弘樹「第5回スリランカ研修（現地ワークショップ）（刑事司法実務改善～公判前整理手続の運用指針策定～）」ICD NEWS第93号（2022年12月号）150頁以下を参照されたい。

³ 令和6年（2024年）3月に開催された第5回本邦研修の概要につき、ICD NEWS本号151頁以下に掲載されている後藤圭介国際協力部教官による活動報告を参照されたい。

アクセス強化」に向けて取り組むべきその他の課題を把握することを目的として実施した。そして、本出張中、「公正な司法アクセス強化」に向けて取り組むべきその他の課題として、①量刑政策と②児童虐待及び性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）の2つのテーマを取り上げたワークショップが開催されたところ、当職らにおいて①量刑政策に関するワークショップの講師役を務めた。

本稿では、これらの本出張中における協議、現地調査、ワークショップ等のうち、主要なものを数点取り上げ、その結果概要について紹介し、今後のスリランカに対する当部の法制度整備支援の方向性等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職らの私見である。

2 出張概要

今回のスリランカ出張の概要は以下のとおりである。

(1) 出張者

山下拓郎（当部教官）、樋口瑠惟（同）、神谷哲夫（主任国際専門官）

なお、JICA本部から、森永太郎弁護士（JICA法制度整備支援アドバイザー）が帯同された。

(2) 日程

7月14日（日）	移動日
15日（月）	治安判事裁判所訪問（コロンボ）、JICA事務所訪問、司法省協議
16日（火）	高位裁判所訪問（コロンボ）、最高裁判所訪問、司法省にて第5回本邦研修参加者と意見交換
17日（水）	ワークショップ「刑事司法制度における効率性と有効性に向けた量刑政策及び関連手段の使用に関する国際的経験」
18日（木）	在スリランカ大使館訪問、司法省協議
19日（金）	ワークショップ「児童虐待やSGBVに関する犯罪の捜査及び訴追のための標準運用手続策定」
20日（土）	移動日

第2 ワークショップ

1 量刑政策に関するワークショップ

(1) ワークショップの概要

ア 標題

本ワークショップの標題は、「刑事司法制度における効率性と有効性に向けた量刑政策及び関連手段の使用に関する国際的経験」（International Experiences in use of Sentencing Policy and related instruments towards efficiency and efficacy in the Criminal Justice System）である。

イ 目的

本ワークショップの全体目標は、刑事訴訟手続の迅速化のために、一貫性があり均衡がとれた量刑その他の関連手段の使用に関する認識を高めることにある。そのために、本ワークショップは、①量刑における一貫性と予測可能性の重要性等について関係者の理解を深めること、②刑罰の代替手段（刑の猶予、社会奉仕命令、自宅軟禁、電子監視など）について関係者の理解を深めること、③答弁取引や起訴猶予などの関連手段の利用に関する関係者の理解を深めることを目的として実施された。

なお、本ワークショップが実施されるに至った実質的な背景は、従前から、スリランカの法曹により、同国の刑事訴訟手続の遅延の要因の1つとして、スリランカの量刑の過度の厳しさや、裁判官による量刑判断手法の一貫性の欠如、判決の予測可能性の欠如等が挙げられていたことにある。そこで、刑事訴訟手続の遅延の解消に向けた一方策として、日本やその他の国の量刑の考え方等を共有する場として、今回の機会が設けられたものである。

ウ 参加者

高位裁判所等所属の裁判官、検事総長府等所属の検察官、弁護士等

(2) スケジュール（スリランカ時間）

13:15 - 13:30	オープニングリマークス	
13:30 - 14:00	量刑政策－英国の視点から	【英国の裁判官、法廷弁護士】
14:00 - 15:00	量刑政策－日本の視点から	【山下、樋口】
15:00 - 15:30	量刑政策－米国の視点から	【米国司法省駐在法律顧問】
15:45 - 16:00	日本の量刑手法	【森永弁護士】
16:00 - 17:00	オープンディスカッション	
17:00 - 18:00	スリランカの法曹三者による発表	

(3) 実施結果

本ワークショップの冒頭では、スリランカの量刑政策検討委員会座長（元最高裁判所判事）による基調発表があったところ、同発表では、スリランカにおいて量刑の不統一性や地域格差があること、量刑判断の透明性や予測可能性を高めるため、量刑ガイドラインを作成する必要があること、従前のスリランカでは判決において量刑の理由を摘示することが必要ではなかったが、今後はこれをすべきであること等が指摘された。

当職らのプレゼンテーションでは、日本の量刑の考え方を、裁判官及び検察官のそれぞれの立場から紹介した。すなわち、まず、今回なぜ量刑をテーマに取り上げているのか（上記のとおり、それが、スリランカの現状に照らし、刑事訴訟手続の遅延の解消のための1つの方策になると考えたことにある。）、その理由を丁寧に説

明した。その上で、現在の日本の刑事裁判実務で採用されている、相対的応報主義、行為責任といった、日本の量刑の考え方の基本的コンセプトを説明した⁴。その後、強盗致傷罪の事案を取り上げて、量刑が決められていく過程を、模擬量刑グラフを図示しながら紹介した。さらに、以上のような日本の裁判所の考え方を踏まえて、検察官が量刑についてどのように考えているか、取り分け、求刑をどのようにして決めているかについても紹介した。このような当職らからの発表については、質疑の際に、量刑判断に関与する裁判員はどのようにして量刑の判断方法を知ることができるのか等の質問がなされたほか、後述のスリランカの法曹三者によるまとめの発表において、スリランカの検察官から、日本の量刑が採用する応報刑の考え方の重要性について言及があるなどしたため、総じて、日本の量刑の考え方について参加者に一定の知見を提供できたものと思われる。

本ワークショップにおいては、その他に、英国の裁判官や法廷弁護士（オンライン）及び米国の司法省駐在法律顧問（元合衆国連邦検察官。対面。）から、それぞれの国の実情や量刑ガイドライン（両国では量刑ガイドラインが策定され、公開されている。）についての発表があった。また、森永弁護士からも、量刑ガイドラインの策定や刑罰の代替手段の採用にあたって検討すべきこと等についての発表があった。

各発表終了後には、スリランカの検事総長府、弁護士会、最高裁判所の各代表者が、それぞれの立場で量刑政策についてコメントを発表した。本ワークショップを通じ、スリランカの法曹三者において、応報と更生のバランスをとりながら、一貫性と均衡が保障され、予測可能性がある量刑が可能になるような、量刑ガイドラインの策定や運用を検討する、良い契機となっていれば幸いである。

2 児童虐待及びSGBVに関するワークショップ⁵

本ワークショップは、ジェンダーに配慮及び対応する方法で裁判手続を迅速化するための標準運用手続の開発を支援することを全体的な目標としたものであり、具体的には、被害者と証人の供述の重要性や証拠価値についての理解の促進、児童虐待／SGBV事件における被害者や証人のプライバシー等保護の重要性についての理解の促進、同事件の捜査における考慮事項や技法についての理解の深化などを目的としたものである。実施の背景には、スリランカにおいて、児童虐待事案や性的暴行の事案が多く発生しており、この種事案の公判が長期化する傾向が特に強いことなどがある。本ワークショップには、スリランカ司法省や公安省（警察を所管する。）の職員等のほか、警察官も多数参加した。

本ワークショップでは、まず、警察の代表者から、スリランカでは児童虐待や性的

⁴ 以上の発表内容は、司法研修所編「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」（平成24年、司法研究報告書第63輯第3号）に基づくものである。

⁵ 本ワークショップについては、当職らも出席したが、発表等はしていないため、本稿における詳細な報告は割愛する。

暴行の事案の数が多いところ、警察では、それらに対応するための上記標準運用手続の策定を行っていることなどの紹介があった。また、スリランカの元最高裁判所判事が被害者や証人の保護等に関する発表を、スリランカの児童保護団体の代表者が児童虐待事案等における被害者の初期供述確保の重要性や初期供述を得る技法等についての発表を、それぞれ行った（主にシンハラ語で実施されたため、内容を十分把握するには至らなかった）。さらに、本出張に同行された森永弁護士も、日本における司法面接（代表者聴取）の概要等についての発表を行った。

ワークショップの参加者は、各発表につき、発表の途中でも質問するなど、真剣に話を聞いており、スリランカにおいてこの種の事案に対する興味や関心が高いという印象を受けるとともに、この種事案の件数の多さや捜査等の困難が問題になっていることがうかがわれた。



【量刑に関するワークショップの様子】

第3 司法省における協議、意見交換

1 第5回本邦研修参加者との意見交換

P T Cの運用の現状や第5回本邦研修後のS O P作成の進捗状況を確認し、さらに、今後実施予定の現地活動（本年12月実施予定）や本邦研修（令和7年2月実施予定）で取り扱うテーマを明確にするため、司法省会議室において、第5回本邦研修参加者との意見交換を実施した。なお、本意見交換に先立ち、本出張前に、実施したP T Cの運用状況等に関するアンケートを、スリランカの一部の法曹に配布しており、本意見交換では、その回答結果なども踏まえつつ協議を行った。

まず、S O Pに関しては、従前から作成を表明していた検事総長府及び弁護士会から、最終ドラフトが完成しており、今後、各機関内部において最終承認の手続きをとるという段階であることが確認された（ただし、最終承認を得ることができる時期は未

定である。)。また、その最終承認を得ることができれば、その後は、完成したS O Pの普及活動も行う予定があるとのことであった。一方、裁判所については、従前、S O Pの作成活動に消極的な向きもあったが、本意見交換においては、裁判所もS O Pの作成に積極的な姿勢に転じていることが確認された。

また、今後の活動に向けた意見としては、現在のスリランカの刑事司法が抱えている手続遅延や多量の未済事件などの問題点は、P T Cのみで解決するわけではなく、他にも様々な取組みが必要であることが指摘された。例えば、そもそも起訴件数を削減するための取組み（訴追基準）や量刑基準等に関心があるとの意見が述べられたほか、裁判官ごとに手続の実施方法がまちまちであること、証人尋問による立証を要する部分が多すぎることなど、現状の刑事司法の問題点が指摘された。

2 司法省協議

司法省には2回訪問し、担当官4名と、今後の現地活動や本邦研修等で取り扱うテーマについて協議を実施した。司法省の担当官からは、引き続きP T Cに係るS O P作成に向けた支援を継続して欲しい旨の意向が示された。しかしながら、次回の現地活動は本年12月に、本邦研修は令和7年2月にそれぞれ実施予定であるところ、前記1の意見交換結果によれば、S O Pは、取り分け一部の機関においては、それらの時期よりも早くに完成している可能性がある。そこで、S O Pに関する内容を今後の活動テーマとするか否かは、今後の各機関における進捗状況を踏まえて、再検討することとしたい。

P T Cに係る内容以外の刑事訴訟手続の遅延解消に向けた今後の支援の要望（今回、ワークショップを実施した量刑政策、児童虐待及びS G B Vというテーマを含む。）についても議論が及び、関心事項として、量刑の在り方、答弁取引、起訴猶予、刑罰の代替手段などが挙げられたが、具体的な活動計画の立案には至らなかったため、今後も協議を継続する予定である。



【司法省における協議や意見交換等の様子】

第4 本出張を通しての所感

- 1 当部が継続して行ってきたP T Cに関する支援は、各機関におけるS O Pの完成をもって一段落すると思われる。

スリランカにおけるP T Cの導入は、証拠開示を促進するなどして、刑事訴訟手続の遅延解消に一定の寄与があったことがうかがわれる。しかしながら、本出張等で見聞したことを総合すると、P T Cの実際の運用においては、日本の公判前整理手続とは異なり、事件の争点や証拠の整理が十分に行われておらず、これもまた刑事訴訟手続の遅延の一因となっているようにも思われる。この点、今回意見交換を行った裁判官の1人によると、事件の争点や証拠の整理は裁判官の裁量により実施し得るとのことであった上、前記第3の1記載のとおり、裁判所はS O Pの作成に積極的な姿勢に転じているようであり、今回意見交換を行った裁判官からは、将来的には裁判所が主導し、統一的なS O Pを作成する必要があるとの意見も述べられるなど、今後、裁判所がP T Cの運用改善を試みて、P T Cにおいて事件の争点や証拠の整理をより適切に実施するようになり、ひいてはそれが刑事訴訟手続の遅延解消に寄与する可能性もあるように思われる。

いずれにせよ、当部において、今後、P T CないしS O Pに関連する支援を引き続き実施すべきかどうかは、S O Pの完成に至る状況やその内容等を十分に踏まえた上で、スリランカ司法省等の要望も考慮して検討することとしたい。その際には、当

部によるこれまでのP T C関連の取組みが首都コロombo内でのものに集中しているところ、地方部でのP T Cの普及や啓発のための活動をする必要がないかも検討すべきであろう（本出張時に意見交換したある裁判官からは、地方部の裁判所の方がコロomboよりも問題が深刻であることを示唆された。）。

2 先述のとおり、今後の活動として、現段階では、本年12月に現地活動、令和7年2月に本邦研修の実施をそれぞれ計画中である。これらの活動を実施するに当たっては、P T CないしS O Pに関するスリランカ側の取組状況が前記1記載の段階にあることを踏まえると、まずは、現行の国別研修の主題である「公正な司法アクセス強化」に向けて取り組むべき更なるその他の課題を把握した上で、それらの課題のうち、日本の法制度や実務運用の知見を提供することが有益と思われるものを取り上げることが考えられる。この点について、本出張中に実施されたワークショップの結果や、協議、意見交換等により、量刑の在り方、起訴件数の削減（訴追基準等）、不起訴合意や起訴猶予、答弁取引の活用、必要性や重要性のない証人尋問の回避、量刑判断の手法等、様々なテーマ候補が挙げられたところである。刑事訴訟手続の各部分における種々の要因が複合的に影響して手続遅延等を引き起こしているようにうかがわれるスリランカにおいては、いずれのテーマも、工夫次第で取り上げる価値があるように思われる。取り分け、本出張においてワークショップを実施した量刑に関しては、量刑ガイドラインの作成に向けて、それに盛り込むべき量刑政策の在り方を、引き続きテーマとして扱っていくことが考慮に値する。現行の国別研修「公正な司法アクセス強化」は、令和7年10月頃終了予定であるところ、同国別研修の残余期間に留意しつつ、司法省等の関係機関と継続的に協議し、検討を深めてまいりたい。

3 なお、本出張とは直接に関連しないが、スリランカにおいては、汚職対策も重要な課題となっているところ、J I C Aは、スリランカ政府からの支援要請を受けて、汚職事件の捜査公判を担当する部署である汚職疑惑捜査委員会（C I A B O C）をカウンターパートとする、汚職対策を主眼に置いた新たな国別研修「透明性と競争力のあ
るビジネス環境の促進」を採択し、本年8月から同国別研修を実施することとなった。同国別研修についても、今後、当部としての協力を惜しまない所存である。